

食の安全 遺伝子組み換え食品 3

「除草剤耐性作物」は除草剤の成分の影響を受けない遺伝子や、その成分を分解できる微生物の遺伝子を組み入れて作った植物です。

除草剤に耐性を持つ作物を栽培すれば、除草剤の空中散布も可能になり、農家にとっては大幅な省力化がはかれます。

一例を紹介すると、ラウンドアップという除草剤があります。多国籍バイオ企業のモンサント社が開発した、ほとんどの作物にダメージを与えるという除草剤です。

現在、ラウンドアップに耐性を持つ作物として、イネ・大豆・とうもろこし・ナタネ・ワタなどが開発され、栽培されています。

モンサント社に限らず、世界の有名農薬企業は自社の除草剤に耐性のある作物を遺伝子組み換えによってつくっています。つまり、除草剤ばかりではなく、種子までセットで販売しているのです。



ラウンドアップを撒いた部分はすべての植物が枯れているのがわかります。

GM（遺伝子組み換え）作物のもうひとつの問題が、大手農薬企業による作物の特許や種子の独占です。農家はこの種子を購入するのに、特許料を支払わなくてはならないのです。

かりに特許料を支払って、作物を栽培したとしても、育てた作物から種子を採ることは契約上できません。企業は調査員を使ったり、その農家の作物のDNA鑑定をおこなったりして調べます。

もし、違反が見つかれば高額な罰金が課せられます。このようにGM作物は、開発企業にとって種子の販売・農薬の使用増・使用権料・特許料などで利益をあげられる、魅力ある商品なのです。

世界の食糧危機を救う画期的技術のはずですが、商業生産されている遺伝子組み換え作物の75%が、除草剤耐性ということからもわかるように、期待されていた乾燥や塩害に強い品種や多収穫の作物の開発は、まったく後回しになっています。

遺伝子組み換え作物は、アメリカ・アルゼンチン・カナダ・ブラジル・中国・南アフリカの6ヶ



除草剤耐性とうもろこし(上)に除草剤を散布したところ(下)とうもろこしに変化はありませんが、雑草は枯れています。

国だけで世界の栽培面積の99%を占めます。

米国の遺伝子組み換え大豆の生産比率は90%に迫り、とうもろこしは60%を超えました。日本大豆の自給率は5%、足りない分の80%はアメリカからの輸入にたよっています。

他にも、とうもろこしの70%はアメリカから、ナタネの90%はカナダからの輸入です。以前スナック菓子の原料にGMジャガイモが使われていたことがありましたが、日本ではGM作物を商業生産してはいませんが、加工品から家畜のえさまで含めると、一大消費国になっています。

2001年から、GM作物を原材料とする食品には、表示制度が施行されていますが、その表示は次のように、曖昧なもので許されています。

GMの表示義務は、原材料表示欄に記載される項目のうち多い順から3番目まで

原材料のGM混入率が5%未満であれば、GMの表示をしなくてよい(EUでは0.9%以上)発酵や熱処理などで、組み換え遺伝子が分解・破壊され、検出不能になる場合には、GMの表示をしなくてよい
家畜やペットのえさには、GM表示の義務なし

GM作物の生産国の種子メーカーは、ほとんどが多国籍バイオ企業の傘下になっています。そして、日本の大手種子メーカーにも、外国の資本が入っているといえます。

このように巨大化していくバイオ企業が、生物特許を楯に種子を独占しつつあります。種子の支配は食料の支配にもつながることになり、将来大きな問題となることが懸念されています。【続く】